

福島県環境創造センター（仮称）設置準備検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を原因とした放射性物質による汚染から早急に環境を回復し、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境を創造するため、福島県環境創造センター（仮称）（以下「環境創造センター」という。）の設置準備に必要な検討を行う。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、環境創造センターに関する、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境創造センターの施設整備に関すること。
- (2) 環境創造センターの整備前の取組に関すること。
- (3) 環境創造センターの運営及び組織に関すること。
- (4) その他環境創造センターの設置準備に関し必要な事項の検討。

（組織）

第3条 検討委員会は知事が委嘱する別表の委員7名をもって構成する。

- 2 検討委員会には、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成26年3月末日までとする。

（会議）

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（学識経験者の意見聴取等）

第5条 検討委員会は、必要に応じ学識経験者等からの意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、生活環境部水・大気環境課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成24年12月28日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	役 職 名
石 田 順一郎	独立行政法人日本原子力研究開発機構福島技術本部 福島環境安全センター長
大 迫 政 浩	独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長
大 津 茂	三春町区長会長
崎 田 裕 子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
田 中 章 広	NPO法人相双NPOセンター専務理事
田 中 知	東京大学教授
渡 邊 明	福島大学教授

50音順